

令和4年度 第1回 函南町総合教育会議 議事録

	<p>令和4年8月24日(水) 午後1時10分から午後3時25分 函南町役場 2階 大会議室 町長 仁科喜世志 教育長 久保田浩子 教育委員 渡邊博文、小永井博之、宮城島美津穂、勝俣聡子</p>
<p>【開会】 事務局 (梅原教育次長)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回函南町総合教育会議を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、当会議にご出席いただきありがとうございます。本日の司会進行を進めさせていただきます教育次長の梅原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>函南町総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、函南町の教育に資する協議を行うために開催している会議です。それでは、お手元の次第に従いまして、これより会議に入ります。</p> <p>はじめに資料の確認をお願いいたします。次第、裏面に名簿、席次表、裏面に資料一覧を掲載してございます。資料が1から6まで、それぞれインデックスを付けさせていただいております。資料に過不足は、ございませんでしょうか。</p> <p>それでは開会にあたり、初めに町長よりご挨拶をいただきます。仁科町長お願いいたします。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>それでは皆さんこんにちは。午前中の教育委員会に引き続きまして、ただいまから令和4年度第1回の総合教育会議を開催するにあたり、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本来通常この時期ですと、もうお盆も過ぎましたので、残暑という言葉がちらつくのですが、まだまだ猛暑日の繰り返しということで、熱中症対策が生活の中で余儀なくされ、また一方では、新型コロナウイルス感染症対策ということで、全国的にもまだまだ終息の兆しが見えてこない状況です。そう言ってる私も先々週の10日に発症しました。今週月曜日の22日に復帰したばかりです。幸い4回のワクチン接種をした結果だと思いたしますが軽症でした。軽症でしたので、逆に鼻たれかなぐらいと思ってたので</p>

すが、町長という立場でありましたので、大事をとって近くの病院に行ったところ、先生も気を回してくれて、折角ですから抗原検査をやっていきましょうということで、私もお願いをしました。ただ、町長でなかったら大事を取って病院行くことはなかったと思います。そういう現状が大人の社会でも、子供さんの社会の中にも生活の中にあるのかなと思いました。また個人的な体質、体力によっても違いますが、私も浅知恵でまず発熱、喉の痛み、味覚の感覚というような、そういうようなことは、通り一遍で承知はしていたのですが、エアコンをつけっぱなしでしたから、風邪をひいたのかなぐらいのつもりでした。正式にはPCR検査を受けたのですが、病院の駐車場でお医者さんと看護師さんが検温をしたら38度だったということで、もう感染してますから、こうこうこういうことで薬も持って行ってください。処方箋の説明を聞き、また自動的に保健所から連絡が入りました。あとで、保健所から自宅に電話連絡がありました。言われたことは、自覚症で治まったと思っても、薬は5日間しっかり飲んでくださいと言われました。私は高血圧症の薬も飲んでますので、併発するのが怖くて解熱剤の方は使いませんでした。10日過ぎたときに症状が何にもなければ、仕事にも復帰してくださいと、一方的に言われました。感染した人は重症でなければ絶対10日間が自宅療養ということが余儀なくされます。家庭内の関係者、濃厚接触者はどうなのかというと、7日間が絶対と言われます。その中において、皆様方も関係してる小学校の児童、あるいは中学校の生徒、一人一人が感染してしまったときも、フォローアップというのが必要です。部屋から出ないように私も努めてましたので、まず運動不足みたいになるので、精神的に外ばかり見てしまいますね。だから休む部屋は2階の方がいいかもしれません。2階からなら遠くを眺めると、気分転換になるのかもしれない。私はたまたま寝室が1階でしたので、隣の家とかその程度で、窓から見ると変質者に思われますから我慢してたのですが、本読んだり新聞読んだり、メールをやったりなんかしてましたけど、10日間が非常に長いです。それで妻の方もドアを閉めて上げ繕据え膳のような形でしたけども、そして一番困ったのは、コロナに感染したという自覚症状がないのです。風邪かなと思ったり、鼻たれかなと思ったり、コロナという症状が、全く個人的体質によって、皆さん全部千差万別です。そんな状況があります。私達は、やはり基

<p>事務局 (梅原教育次長)</p>	<p>本の生活、新生活様式の手指消毒、今日も会場の前にアルコール消毒を用意させていただきました。このような形で三密を防ぐように、空気の通風も考えておりますけども、それをしっかり徹底していくことです。そしてもう一つは、感染症対策のために感染しない、させない、ワクチン接種を積極的に自分のことでもあり、他人のためにもという考え方に立っていただいて、そういう姿勢を努めていただくことが大事だと思います。</p> <p>事務局の皆さん方も説明ということで参加をいただきましたけど、限りある時間の中での総合教育会議でございます。これからどうぞよろしく願いいたします。今日のご参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>町長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、教育長にごあいさついただきます。教育長お願いいたします。</p>
<p>久保田教育長</p>	<p>皆さん改めましてこんにちは。</p> <p>教育委員の皆様におかれましては、午前中の定例教育委員会に引き続いての総合教育会議ということでお疲れのところよろしく願いをしたいと思います。</p> <p>皆さんもご承知の通りに、社会が大きく多様化し、変化していく中で、その影響は学校教育にも波及をしています。今、町長からもお話がございましたけども、その波及が新型コロナウイルス感染症によって、より加速をしているというように私は感じています。近年、学校教育の根幹を変えなければいけない事柄が訪れているのが、昨今の教育の現場でございます。</p> <p>本日も長年行われてきました学校部活動等についても、お話の初めということでご協議いただきます。また、予てより課題になっていました箱根旧街道についても、その事業の進捗について、ご協議をいただきますので、限られた時間ですけども、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (梅原教育次長)</p> <p>仁科町長</p>	<p>教育長ありがとうございました。これからの議事進行につきましては仁科町長にお願いいたします。町長よろしく願いいたします。</p> <p>はい。わかりました。それでは早速議事に基づきまして進めさせていただきますけども、これから着座ということでお許し願いたいと思います。また、発言をする委員の皆様方、それから説明をしていただく皆様方も着座のままをお願いいたします。</p>

<p>事務局 (後藤指導主事)</p>	<p>それでは議事に入ります。次第に沿って進めさせていただきます。本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1号の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため、重点的に講ずべき政策について、に関して構成員の皆様次第の議事を協議させていただきます。</p> <p>なお、同上第2号に規定する児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が及ぶ恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する議事はありません。</p> <p>それでは議事の(1)町内中学校における部活動の地域移行について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それではお願いします。先ほど、教育次長から説明がありましたが、資料は資料1に加え、別添といたしまして資料1-1、資料1-2、そして参考資料といたしまして資料1-3を付けさせていただきますのでご確認ください。それでは、説明に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p> <p>部活動の地域移行については、教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革として、令和2年の9月にスポーツ庁より最初の提言がなされ、本年6月には運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられました。この提言の中では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が、休日の部活動に従事しないこととなっております。また、文化部活動についても文化庁から同様の提言がなされています。</p> <p>文部科学省が示す部活動改革のスケジュールについては、別紙資料1-1、1ページ目に記載されています。これまで日本に根付いている部活動の大改革となるため、国が示す提言通りに移行を進めていくには、町、県、そして国の体制づくりや教育現場が抱える課題などが山積しており、明確に函南町としてのゴールが見えてきていないのが現状です。</p> <p>資料1にお戻りください。中学校等の部活動を取り巻く現状と課題について、検討会議提言の資料では、中学校等の部活動を取り巻く状況が近年大きく変化していることが述べられています。主な内容といたしましては、(1)少子化に伴い、中学校等の生徒数や教師数が大幅に減少していること。(2)出生数が、昭和48年約209万人から、令和2年には、およそ4割にあたる84万人にまで減少</p>
-------------------------	---

していること。(3)部活動数についてはほぼ変化がなく、地域によっては部活動が小規模化していること。(4)中学校教諭の1週間当たりの持ち帰りを含まない勤務時間は63時間を超えており、1ヵ月当たりの時間外勤務は100時間近くに及ぶこと。また、中学校における土日の部活動指導に従事している時間数は、平成18年からの10年間でほぼ倍増となっており、負担が増加していること。(5)少子化による生徒数減少等の社会情勢の変化による影響を受けまして、公立中学校では部員不足により、大会への出場だけでなく、練習すらままならない状況が散見していることが挙げられています。全国的な状況といたしましても、現状維持だけで精一杯であり、新たな活動に取り組むことなども困難な状況となっております。

先程の資料1-1、4ページをご覧ください。そこに検討会議提言の概要が示されています。改革の方向性として、休日の運動部活動から段階的に地域移行することを基本とすること、令和5年度から令和7年度末を改革集中期間と位置づけ、目標とすること。平日の運動部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証し、推進していくこと、また地域スポーツの機会確保や生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進が改革の方向性に書かれています。こちらは提言の概要として示されていますが、できることから取り組むですとか、地域の実情に応じたなどの表現から分かる通り、明確な指針とは言えず、自治体ごとの対応に委ねられている提言となっています。

続いて、函南町内の中学校の部活動の現状について説明します。資料1-1ページの下の方をご覧ください。こちらは、令和4年度における町内中学校別の部活動加入状況になります。両中学校ともに部活動は強制加入ではなく、任意での加入になりますので、各学年に一定数、学校の部活動に所属していない、無所属の生徒がいます。詳細につきましては、別紙資料1-2をご覧ください。この夏の中体連が終わり、3年生が引退したため、函南中学校では野球部、そしてサッカー部。東中学校では野球部、ソフト部において、単独で試合が成立しない状況となっています。学校の部活動に所属している生徒の中には、クラブチームにも籍を置き、土日はクラブチームで活動している生徒もいますので、資料1-2で言いますと、函南中のサッカー部の1、2年生は合

計で13名となりますが、クラブチーム所属の生徒が数名含まれているため、函南中のみでチームを構成することができず、土日に試合を行う場合、東中と合同で活動している現状があります。

もとの資料に戻っていただき、2ページ目をご覧ください。外部指導者については、外部コーチとも呼ばれることがありますが、顧問と連携・協力をしながら、技術的な指導を行う人材として、各顧問が申請をし、学校長が認める形で登用を行っております。

令和4年度につきましては、函南中学校では前ページの表中にある通り、7つの部活動、東中学校では2つの部活動で、それぞれ関わっていただいております。詳細につきましては、資料1-2をご覧ください。外部指導者の中には、指導に関わる資格や審判資格などをお持ちの方もいらっしゃいます。

また、外部指導者とは別に、部活動指導員制度というものがあります。部活動指導員については、顧問の教員に代わり単独で生徒の指導や引率業務を担うことができます。こちらについては、平成29年4月施行の学校教育法施行規則第78条の2で位置づけられたものになりますが、函南町では、これまで採用の実績はありません。

続いて、函南町内中学校の部活動の地域移行について期待される効果と課題についてです。期待される効果としては、資料にあるとおり、教師や顧問の負担が大幅に減少すること、専門性がある人から指導していただけること、地域が活性化する可能性があること、複数校から集まりチームが編成でき、部員不足でチームが組めない等の状況に対応できることなどがあげられます。一方、課題については、指導者の確保が困難であること、平日と土日で違うチームに所属する可能性があること、また保護者の経済的負担が増える可能性があること、大会への参加が制限されてしまう可能性があること、町や各校で示しているガイドラインの徹底が難しいこと、具体的な内容としては、指導者による暴言・体罰が起こらないか、また活動中のけがや事故発生時の責任の所在は、はっきりできるのかなどが考えられます。

先日、両中学校の校長と学校教育課及び生涯学習課の担当で課題等を出し合った準備委員会では、ここに挙げてあるもの以外にもすべての部活を一斉に移行するのか、若しくは一部の部活動から移行を進めていくのかということや活動場所等の問題について

	<p>でも議論がなされました。具体的には、吹奏楽部の楽器の管理や練習場所、移動の手段をどのようにするかといった、多くの懸案事項が出されました。</p> <p>最後に、現時点での函南町における部活動地域移行のスケジュール案を示させていただきました。スポーツ庁、文化庁からの提言では、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革集中期間とされていますが、先程も説明しましたとおり、部活動を取りまく環境、課題は地域によって大きく異なっているため、函南町の現状といたしましても函南町の改革ビジョンを今は探っている段階であります。今年度、令和4年度については、両中学校との連携を密にするため、準備委員会を定期的で開催していき、意見交換を行っていきます。そして、令和6年度から正式な検討委員会が動き出せるように、令和5年度には検討委員会のメンバーを選出し、検討委員会の発足に向けて準備を行っていきたいと思っています。今後の国や県の動向を注視しまして、近隣自治体との情報交換や町としての検討を重ねながら、令和7年度末までの移行に関わる取り組みを明確なものにしていきたいと考えております。以上で、町内中学校における部活動の地域移行についての説明を終わります。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい、ありがとうございます。只今の説明については、資料も少し多岐にわたり、それから現状の内容についても実際現場の状況がこの資料だけで網羅されてるとは、なかなか共通項が見出せないのではないかと思いますけれど、資料についてのご質問はもちろんのこと、ご意見ご提言、どんなことでも結構でございますので、皆さん方の発言をお願いいたします。</p>
<p>小永井委員</p>	<p>はい。よろしいですか。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい。</p>
<p>小永井委員</p>	<p>ちょっと自分の経験談から少しお話させていただきたいのですが、私は中学から大学まで体育会の運動部でした。かなり厳しかったです。その中で大学の運動部となりますと定期的に外部コーチがやってまいりまして、その方々は普段の監督と逆のことを言うケースが多々ありました。ただその辺は大学生ですので、うまく対応できたのですが、これが中学生に置き換えた場合はかなり難しいというか、まず対応はできないと思います。</p> <p>私の長男坊がバスケの県の代表になったときに、選抜チームの練習が3ヶ月ほどありました。当初1ヶ月は、県の中学校の</p>

先生方が指導してくださいまして、当然先生方ですので教育的立場から、競技力向上を目指して指導して下さったのですが、途中から外部コーチが来まして、その方は中学校の先生ではありません。その方が来てから練習が一変してしまいまして、子供たちは練習中に泣いちゃったり、私、車で送り迎えを静岡までしてたのですが、車の中でもう私、県選抜辞めるとか言い出したりしたこともありました。そのコーチは、教育的立場というよりも勝利至上主義と言いますが、とにかく勝たせたいっていう信念のもとでやったものですから、ボールはぶつける、暴言は吐く、今なら新聞沙汰になるような指導をしていました。その中でもう何人かは県選抜を辞退した子もいましたが、そのときのコーチは極端かもしれないのですが、例えばこれから平日は学校の先生、土日は外部コーチとなったときに、もしそういう勝利至上主義のコーチに当たってしまうと、そういう可能性も若干否定できない面が残されていると思います。でも、本当に地域移行っていうのは重要な問題で学校の先生のですね、就業時間を削減する意味でも重要な問題だと思いますけども、本当に問題は山積していると思いますので、まだ時間は十分ございますので、まずそういういろいろな問題を洗い出して、そういう動きがスタートしたときには、それぞれ対処できるように、入念な準備をしていただきたいと思います。ちょっと話が変わりですけど、長男坊はとある中学の体育の先生に、数年前に外部コーチを頼まれて行ったときがあります。そのとき私が言った言葉は、普段の平日の先生の指導を確認してから指導しろと。真逆のことをやったらとんでもないことになるぞと言った記憶があります。長男は、分かった分かったと言って一応やったと思うのですが、とにかく子供たちがメイン、主役ですので、また当然親御さん方もいろいろな考え方を持っている親御さんも出てくると思うのですね。その方々も良い意見の方もいれば、難しい意見を出す方もいらっしゃると思いますので、その方々にも対応できるような体制を構築していただければと思います。それとあともう一点ですね、スポーツの競技によっては、例えば函南町ではできないスポーツ。施設がなくてできない。例えば伊豆の国市ではその施設があるからできるというようなスポーツ競技団体もあろうかと思っておりますので、そういう場合には、市町を越えた地域の連帯ですね。それらも見据えたうえでの上での移行も重要になってくるのではないかと思います。以上で

仁科町長

す。

はい、ありがとうございます。今の発言を要約しますと、先生いわゆる顧問の指導と外部のコーチと違いますか証言された指導の内容は全く違う。先生の負担は軽くなるのかもしれないけども、被害者は誰かという子供らです。そうすると、当初の先生方の軽減策、働き方改革を見直しましょうよと言っても、先生だけのことではなくて、その教育の一環である子供さんのことを思う立場も考えて、この問題を掘り下げていかないと。非常に現場と違う部分が出てくる。特に今現場の問題点というのは矛盾点ですから、この令和4年度の中のスケジュールの中では、正直言っているいろいろ出てくると思います。地域の違う2つの中学校がありますけども、それぞれ違うと思います。おかれてる部分が違いますからそれを洗い出したときに整理して、ある程度地方の改革案を出していかなければならないので、整合性も最終的には求められると思います。

この件につきまして、まだご発言ありましたら挙手をお願いいたします。

なければ私発言させていただき良いでしょうか。先生の負担を軽くすることが求められていますから、土日の部活動とか止めたらどうなりますか。そうしたら、子供さんがもっと極めたい、もっと上達になりたいとか、そういう部分があると思うのですね。義務教育の段階ですから、一方では勝利主義みたいなものと、成果主義、発表によって優劣をつける。だから、土曜日でも日曜日でもそういう状況が、部活動の中で同じ練習をするならば、子供一人一人レギュラーになってみたい、もっと上手になってみたい、これ正直な話で、だれでもあると思います。そういうせめぎ合いの中に、今はどちらかというと言葉適切かどうかわかりませんが、追いやられてるのかなと。でも全く違う場面ですね、世界的にクローズアップされてるような人って、部活動あがりの人っていないですよ。お父さん母さんがどこかに精通していて、小さいときから繰り返し生活の中で、例えば卓球であったり、水泳の飛び込みであったり、もっと言うとオリンピックで優勝した人達は、部活動あがりの人なんていませんよね。義務教育の中で私が部活をやっていた時は、野球は県大会止まりでしたよ。今は東海四県があつて、全国大会まである。いいところ全国共通のものは放送陸上っていうのがありまして、それは派遣しな

<p>事務局 (後藤指導主事)</p>	<p>いで、同じ日の同じ時間にスタートして、記録を比較して優劣を付けるというのはありました。昔のことを言うわけではないですが、今は高校と同じような全国大会であるとか、そういうものは、実際現実にはありますから、大会であったり発表会を文化部がやったりするとそういうところまでを目指すと思うのですね。目指したときに、それじゃ訓練をしたり練習をしたりするところが少なかったり多かったり、どうせ大会に出て負けるは誰だって悔しいから勝ちたいと思います。そんな現実の矛盾がものすごくよくわかります。それを一つ一つ整理して、解きほぐして解決していく。最初から水かけるわけじゃないのですが、問題点は列挙できる。なぜなら先生方の負担を軽くしてくということが一番のスタートですから。そして子供さんたちはどうなんだということも繋がってくると。だから、令和4年度というのは、一応このスケジュールでいくと、文科省のスケジュール的なようなものも出ているが、具体的なものって何も知らされてません。説明資料を見ると、それは地域というか各自治体の中で問題点をまず洗い出すという。これ全く当初の先生方の負担の軽減に結びつく話かどうかわからないですよ。ただし、部活動の抱えてる課題、それは整理していく必要があるのかなというふうに思いますけども、その辺は委員の皆さん方にも、もしお考えがあれば、提言を伝えてもらいたいし、事務局の方は受け止めているのか。一方では文科省から、訳のわからないって言ったら失礼ですけども、はっきり具体性のないスケジュールのようなあやふやのようなものをポンと出して、地域が計画を出すのですよと言ってますよね。とてもではないけど、全部違う話が出てくるような気がする。だって規模も違うしいろいろそこに携わっている先生方だって全部考え方違う。繰り返しますけども、スケジュールを与えられてるから函南町ではあぶり出しをしてることは、できると思うけれども、それがまたブーメランのように、解決策を計画の中で示しなさいよという話にもどらないのかなって予想しますよ、私。正直このスケジュールを事務方の人ってどういう感覚を持っていますか。言われた通りやっていけばいいと思っていますか。反発しろと言っているわけでないですよ。非常に難しくないですか。正直。</p> <p>はい。</p> <p>はい。自分は昨年度まで東中学校の教員として勤めていた経験から、個人的な考えになってしまうかもしれませんが、現場と</p>
-------------------------	--

仁科町長

いたしましては先ほどの、例えば一個のケースをとっても、いろいろな意見が出てきまして、土日も止めてしまうだとか、ある先生に聞けば、部活動は生徒との関係性を作る上ですごく重要だっという意見もあれば、働き方改革とかも踏まえて、もうやるなら土日からだけでなく、平日も込みで考えてしまった方がいいのではというふうになったり、本当に聞く場所とか聞く規模を変えたりするだけで、意見の方向性もすごく変わってしまって、今準備委員会をもったところなのですが、その中でもその規模を変えるだけで意見って変わるよねという話が出てました。具体的な回答にはなっていないで申し訳ないのですが、本当に地域だとか、家庭だとか、子供たちとかいろいろなところに影響がある課題なので、方向性だとかを示すのはすごく難しいと個人的に考えています。

私もまったくその通りだと思います。これ一朝一夕でいく話ではなくて、一つ一つ現場もみんな違いますし、ただ令和4年度のこのスケジュールでいけば、課題とか問題点も列挙して、あぶり出していく、そういう作業については、はっきりしないビジョンですけども、その辺は出てくるのかな。それが先生方の軽減策に繋がるものに分類できるのか、子供たちがスムーズに受け入れることができるのかとか、学校の保護者さんが理解されるものなのか。ただし、それが函南中であったり東中であったり、全く整合性が取れない話が必ず出てくると思います。それを無理やり調整するということは、あまりしない方がいいと思う。また、生徒数も移動してくるし、部活動に入る形も年々変わるわけですから。生徒数は予測できるけども、いわゆる無所属の子供さん、加入する状況、それから既存の活動の構成そういうものは変わってくると思います。ですから、例えば本年度の何月何日付を捉えていただくとか、そういう形で一つ整理をしていく方法、そんな形が当面令和4年度ではいいのかなと、私こんなことを言ってしまったのですが、令和4年度ぐらいの作業はいけるとは思いますけども、これ時系列で追っていく作業なんてなかなか難しいと。そんな形で、限られた時間ですので、(1)については、ここで留めさせていただいてよろしいでしょうかね。

時間が関係しておりますので、またその他のところで繰り返し話があるようでしたら、ご発言をお願いいたします。

続きまして、議事の(2)町内中学校の外国語指導助手A L Tの効

<p>事務局 (岩本指導主事)</p>	<p>果的な活用に向けて、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、町内中学校の外国語指導助手A L Tの効果的な活用に向けて、について説明いたします。資料は2になりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>平成29年に告示された現行の学習指導要領におきまして、外国語科の目標は、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指すとされています。また、学習指導要領解説では、内容の改善、充実として、話すことの領域をやり取りと発表に分けたことを強調しています。この話すこと・やり取りは、互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を一層重視する観点から新たに設定されたものです。</p> <p>函南町では、第六次総合計画の取り組みとして外国語教育の充実を挙げており、令和2年度からは、小学校外国語の本格実施に向け、町内小学校のA L T配置人数を2人から4人に増員しました。これにより、外国語活動の授業すべてにA L Tが参加できる体制となりました。中学校においても、1校に1人のA L T配置を継続するとともに、従来の業務委託契約から派遣契約に切り替えることで、学校からA L Tに直接業務内容を指示できるようになり、英語担当とA L Tの連携体制が向上しました。第六次函南町総合計画の後期基本計画においても、A L Tの配置継続を掲げており、外国語教育の一層の充実を目指しています。</p> <p>令和4年度は、A L Tの3年契約の最終年度であり、町内小中学校のA L Tを活用した英語教育の現状を把握するため、現場の外国語、英語担当を対象にアンケートを実施しました。まず、コミュニケーションを図る資質・能力の育成のために、A L Tを活用できているか尋ねたところ、小中学校ともに80%以上の教員が十分できている、まあできていると回答し現在の活用状況を肯定的にとらえていることが分かりました。このことから、外国語活動及び英語の授業において、A L Tが積極的に活用されており、育成したい資質・能力をふまえた日常的な活用が定着していると言えます。</p> <p>次に、具体的なA L Tの活用場面について尋ねたところ、小中学校ともに発音指導ややり取りのモデル、児童生徒との対話活動</p>
-------------------------	---

の相手として積極的に活用されていることが分かりました。小学校に比べ中学校では、児童生徒の発言や作文へのコメントを行っている割合が高くなっており、中学校では書くことの指導が本格的に始まるため、その指導にALTが積極的に関わっていることが分かりました。英語授業以外での児童生徒との交流は、小学校の方が活発に行われていることが分かりました。

ALTと児童生徒が1対1で行う対話テスト、パフォーマンステストと呼んでいますが、これをどのくらいの頻度で行っているかについては、小学校5、6年生では多くの学校で月に1回程度実施されています。3、4年生の外国語活動では、対話テストは頻繁に行われていないことも分かりました。一方、中学校の通常学級では、学期に1回から半年に1回程度の頻度でパフォーマンステストが実施されています。

小中学校の英語教育、特にALTの活用について現状をまとめます。小学校においては、すべての外国語活動の授業を日本人教師とALTのチームティーチングで実施しています。小学校3、4年生では、目標であるコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成、小学校5、6年生では、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指すための環境が整っており、今後もこの恵まれた環境を活かし、コミュニケーション能力の育成を継続していきたいと考えています。

一方、中学校においては、小学校での英語学習が始まったことにより、生徒の英語に対する興味・関心や習熟の差が従来よりも顕著となり、これまで以上に指導の工夫が求められています。特に、新たに設定された話すこと・やり取りの領域では、即興で考えや思いを伝え合う能力を育成するための新たな手立てや授業改善が求められています。その一つとして、ALT活用の工夫が大きなポイントとなります。現状の課題を精査し、より効果的な活用方法について研究する必要があります。そこで、中学校における話すこと・やり取りの能力育成のために、課題を整理し、今後の取り組みについて提案したいと思います。

中学校では、週4時間の英語授業うち、1時間にALTが参加できるように計画を立てています。学級数の減少により、運用によっては、数クラスで2時間を確保していますが、原則週1時間のチームティーチングが行われています。クラスの授業進度に差がある場合、必要な授業にALTが入れない、逆にALTの活

用場を十分設定できない授業ができてしまっています。これについては、それぞれの担当教員が、見通しを持って計画を立て、今の環境を最大限活かせるような工夫が今後も必要です。

より大きな課題としてとらえているのが、英語によるやり取りの能力を実際の対話により確認するパフォーマンステストの持ち方です。コミュニケーション能力の育成が重視される今日の英語教育において、生徒とALTによる1対1のパフォーマンステストの必要性や重要性は高まっています。現状では、1人のALTが50分の授業の中で約30人のテスト対応をするため、1人あたりの時間は1分程度となります。中学校では学習する文法事項も難易度が上がり、小学校よりも確認したい英語表現が複雑かつ高度になるため、テスト時間として十分確保できているとは言えない状況です。

このような状況の改善について、学校教育課内で検討しました。その際教育長より、1人1台端末やオンラインといったGIGAスクールの環境を活用した新しい学習形態により、コミュニケーション能力育成のための個別最適な英語学習につながるのではないかとご助言をいただきました。

現状の課題の改善につながり、より効果的な学習形態の研究を始め、次のようなアプリやサービスに注目しました。一つ目は、オンライン英会話のサービスです。クラス全員の生徒が、外国人英会話講師と1対1で会話ができるもので、1人あたりの会話時間が十分確保できます。このサービスにより期待できる効果は、生徒の習熟度に応じた個別最適な学習につながることで、ALTの時間的な有効活用です。二つ目は、動画を活用した個別英語学習アプリです。外国人と直接的な会話は行いませんが、生徒が興味・関心をもった動画をもとに、聞き取りや音読練習をしたり、AIによるチャットのやり取りを練習したりするものです。このアプリ活用で期待できる効果として、生徒の興味・関心及び習熟度に応じた個別最適な学習につながることで、授業だけでなく家庭学習でもICTを活かしコミュニケーション能力の育成を高められるということです。日常的なALTとの関わりを継続しつつ、上記1、2のような仕組みと組み合わせ、コミュニケーションを図る資質・能力の育成につなげられるのではないかと考え、研究を進めていきたいと考えています。

最後に、今後の計画として、令和4年度から令和5年度前半ま

	<p>で、活用可能なアプリやサービスについて、各中学校で試行してもらいます。実際に活用してメリットや課題を英語科教諭で検討します。導入に向け高度情報化委員会にて提案します。令和6年度以降の方針を定め、ICT活用の有効性が認められた場合、具体的な活用方法を検討し決定します。</p> <p>小学校は、現行のALT活用を維持していきたいため、令和4年度中に今後3ヶ年分の新たな契約に係る業者選定プロポーザルを実施します。中学校については、令和5年度を研究期間とし、その方針が定まったところで2年間の契約をするため、令和4年度中に次年度、1年間分の契約を進めます。令和5年度後期については、ICT活用の方向性が明確になった場合、選定のプロポーザルを実施します。図では、ICT活用と中学校ALTのプロポーザルを別に示しておりますが、研究の結果、一つにまとめたプロポーザルになることも考えられます。新たな英語指導に関する各中学校英語担当者への研修を実施します。そして、令和6年度、新たな体制での英語学習を開始する計画をしております。</p> <p>以上で、町内中学校の外国語指導助手ALTの効果的な活用に向けての説明を終わります。</p>
仁科町長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、各委員の皆さん方のご質問やご意見等ございましたらお伺いいたします。</p>
渡邊委員	<p>はい。</p> <p>はい。すいません。町の取り組みが非常に前向きな形で良いと思います。一つ小学校で配置人数を2人から4人に増やしたお話がございましたが、その増員した結果によって、子供たちの反応、あるいは現れ、あるいは意欲といたしまししょうか、そういった子供たちの様子についてちょっとお話しただけないでしょうか。</p>
事務局 (岩本指導主事)	<p>はい。ありがとうございます。人数の変更ですけれども、授業時間数がちょうど大きく変わるときだったものですから、子供たちの様子の変化、ALTの人数の変化とともに外国語が本格的実施になったものですから、3年生から6年生までの様子がどう変わったのか、ちょっと比較ができませんが、先生方へのアンケートの結果を見ましても、今授業に必ずALTがいるというところで、英語を使わなければならない必然性が生まれておまして、子供たちの反応としても、ALTがいることで非常に英語の授業も盛り上がっていますし、また先ほどの結果の中にもありました</p>

<p>仁科町長 宮城島委員</p>	<p>が、小学校でも遊ぶ時間もありますので、そこにALTも一緒に加わって20分休みに外で遊んだり、昼休みに教室で遊んだりとかそういう様子も見られておりますので、非常に効果としては増員により、本当に助かっている状態です。</p>
<p>事務局 (岩本指導主事)</p>	<p>他によろしいですか。はい。どうぞ。 資料の1ページの函南町の取り組み(3)のところで、業務委託契約から派遣契約に切り替えたというところですが、そこはどうしてその契約を切り替えることになったのか、あとその切り替えたことによるメリットがありましたら教えてください。</p>
<p>宮城島委員</p>	<p>はい。契約の形態ですけれども従来の業務委託契約というものは、学校が派遣業者に授業計画や授業の活動内容などを事前に伝えてスケジュールを渡して、それをもとに業者がALTに指示を出すというような形のものになっていました。そういう段階を踏む必要がありましたけれども、派遣契約の場合は、学校の担当する英語教師が直接ALTに指示を出すという業務内容を指示できるようになりました。これによって、ALTとの連携が取りやすくなった上に、計画書の事前送付や授業内容の計画の変更を業者に先に伝えてという手間がかなり減りましたので、事務作業の分としてもかなり削減されております。派遣契約の場合は、ALTが派遣労働者の扱いになるため、同一勤務場所で3年以上の勤務ができないという制約があるのですが、その制約以上に切り替えのメリットは大きいと現場の先生方からも声をいただいております。</p>
<p>仁科町長 勝俣委員</p>	<p>ありがとうございます。 他にいかがですか。 質問というわけではなくて自分の経験上の話ですが、私が高校生ときに学校にALTがいて、ただALTって、全校生徒の中で1人、そういう割合で本当に積極的にコミュニケーションを取りに行こうとしない限り一言も会話することもないような。小中学校では、一歩引いた積極的でない子もやっぱりいるので、今回アプリを入れて、オンライン上で外国人の人と一対一で25分間会話できるサービスいうのを取り組むというのはすごくいいことだなと、私が結構消極的なので。 私、一般企業に勤めているのですが、英語は結構大人になってからも話そうと思えば、勉強すれば話せます。日本人はきれいな英語で話せないと恥ずかしいという人がいますが、そこで使われ</p>

	<p>ている英語はプアーイングリッシュとって、実際ビジネスの現場で働いている人たちが話している英語で、めちゃくちゃへたくそな英語でもすごく聞きやすかったり、インド人が話す英語だったりとかで、ビジネスの場でやり取りされているっていうことを目の当たりにしていますので、やっぱり消極的でも、英語の発音が下手でもいいので、そういう外国人と関われる場を作ってあげる。きっかけを現場の中学校に与えてあげるということが大事で、すごくいい取り組みだなと思いました。また結果が出たら教えてください。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>一点いいですかね。資料の2ページで、真ん中辺にパフォーマンステストの実施状況という表記があるのですが、小学校では月に1回63%という数字のかなり高い頻度でなっていて、中学校を見ると学期に1回60%ってことは、学習内容が違うというのは分かりますが、小学校のALTの活用というのは、担任の先生に任されてしまうのですか、教務主任とかどういう状況の受け皿となっているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (岩本指導主事)</p>	<p>はい。小学校はですね。函南小、西小、東小の3校については、英語専科という形で、基本的には代表の先生といいますか、英語を担当する外国語を担当する先生がALTとの授業を中心として行っています。桑村小、丹那小については基本的には担任がALTとのチームティーチングで行っているという状況です。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。 他にいかがですか。はい、それでは次の議事に移らせていただきます。</p>
<p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>続きまして議事の(3)函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について、事務局から説明をお願いいたします。 はい、お願いいたします。それでは、史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について、説明させていただきます。 この事業については、今までにも進捗状況について、この会議で何度か報告をさせていただいておりますので、事業の概要等につきまして、簡単に触れさせていただきます。 1ページをご覧ください。国指定史跡である箱根旧街道の甲石坂では、令和元年8月の豪雨、10月の東日本台風により、土砂災害により大きな被害を受けました。特に8月の豪雨では、甲石坂を流れ下った土砂が国道1号線に流出し、一時、国道1号線が通行止めとなったほどでした。</p>

5ページの資料3-1をご覧ください。旧街道の位置を示す地図となっています。このうち、今回被害を受けた甲石坂は、No.1からNo.3に掛けての部分となります。また、甲石坂を堺に三島市と接しており、急峻な地形となっています。以前より大雨の際には、三島市側にあるゴルフ場からの排水と雨水が一緒になって旧街道を流れていく事態が起こっていたため、今回の災害では、この水の処理についてが、大きなポイントとなっています。町では、史跡整備部門、土木部門、行政関係者などで構成する災害復旧整備委員会を令和2年度末に立ち上げ災害復旧計画の策定に取り組んでいます。

2ページをご覧ください。また、令和元年度には、比較的簡単に土砂の撤去のできる箇所について、部分的に土砂撤去工事を行いました。令和2年度には、これ以上の被害を防ぐため、土嚢、木柵設置工事を実施し、令和3年度には仮復旧工事として、洗堀箇所の埋め戻しや全体の土砂の撤去を行い、さらに現地の雨量や水の流れを調査する雨水調査委託と災害復旧計画策定支援業務委託を行いました。6ページ、7ページに仮復旧前と仮復旧後の工事写真がございますので、後ほど参考にご覧ください。

3ページをご覧ください。令和4年度の実施事業となっています。まず1つ目が、測量調査業務委託の実施です。今回災害復旧を行う上で、石畳の遺存状態や勾配などを図面化し、具体的な災害復旧計画の資料とします。2つ目は、昨年度に引き続き、災害復旧整備計画策定支援業務委託の実施です。専門のコンサルタント会社に委託をすることで、様々な資料の収集、分析をお願いし災害復旧計画作成事務の効率化を図ります。3つ目が令和2年度から引き続きとなる災害復旧整備計画策定委員会の開催です。

5災害復旧におけるポイントをご覧ください。先に触れましたとおり、今回の災害復旧のポイントは、雨水排水対策です。8ページの資料3-3をご覧ください。令和3年度に実施いたしました雨水調査による雨水流入ルートを図です。これにより、甲石坂へ流入する雨水の経路が判明し、その約80%は芦の湖カントリークラブを起因とし、三島市側から流入することが分かりました。また、C地点に特に多く雨水が集まっていることが分かりました。雨水を箱根旧街道に流入しないよう、関係機関の協力を得て、水路等の排水施設を設け、箱根旧街道の外側へ排水する必要があります。そのため、現在、町が災害復旧整備計画策定委員会を経

て考えている計画を4ページの5災害復旧におけるポイントの(1)排水用の水路及び雨水貯留柵の設置案について以降に示しました。旧街道は谷状の窪地で周囲から雨水が流入しやすい地形のため、まず、排水用の水路及び雨水貯留柵を設置します。

9ページの資料3-4をご覧ください。雨水の主な流入口である地点Aでは、入口を一部嵩上し道路からの雨水流入を防止します。併せて雨水排水のための谷側へ排水ルートを設定します。また、ゴルフ場からの排水が集中する地点Cでは、国道1号線沿いにある砂防堰堤まで水路を設定、既存の水路に接続し排水します。ただし、この資料に示したルートは仮のルートで、今後の調査によって変更することが考えられます。さらに、国道1号線へ流出する水の勢いを軽減させるため、旧街道と国道1号線合流点手前の地点Eに雨水貯留柵を設置します。これらを設置することによる利点は、排水用水路の設置により、地点Aから地点Cまでで約80%の雨水処理が可能となります。そのため旧街道を流れ下る雨水が大幅に軽減されることで、災害発生リスクが低下し、史跡の保護につながると考えています。地点C以下で流入する雨水は、地点Eの雨水貯留柵で一旦水の勢いを軽減したうえで、国道の道路側溝へ放流することが可能となります。設置における課題は、水路予定地の選定と地権者の同意、測量調査が必要となり、更に水路予定地の買収が伴います。

また、砂防堰堤に接続する水路に至るまでの区間で、調整地が必要となることが考えられます。この計画は、あくまで現在町の計画案であり、雨水の受け入れ先である砂防堰堤と既設水路、国道道路側溝の流下能力の確認と合せ、国交省との調整や文化財を所管する県や文化庁との協議を経て、始めて実行可能な計画となります。

4ページをご覧ください。(2)工事用仮設道路設置案について、説明させていただきます。これらの建設に際し、工事用車両や資材運搬のための工事用仮設道路が必要となります。地形上、旧街道周辺部には仮設道路の建設が困難であるため、旧街道を養生する形で仮設道路の設置を考えています。また、工事期間中、大雨等により旧街道に遺存する石畳の流出や路盤の洗堀被害を防止するため、仮設道路を仮舗装することを考えています。

10ページの資料3-5をご覧ください。工事用仮設道路における仮舗装断面のイメージ図です。工事をする際、地形上、工事用

	<p>車両は地点Aから入ることになります。そのため、地点Aから地点Cまでは、車両の乗り入れが多い地区となります。被害の大きい地点Cから地点Eまでの工事は、地点Cを拠点とします。そのため、地点AからC地点を工事車両通行区間とし、石畳の上に敷鉄板等の養生を施し敷砂利で厚さ30cm程度の路床盛土をし、その上からコンクリート等で厚さ10cm程度の仮舗装をして石畳を保護します。工事車両の通行が比較的少ないと見込まれる地点Cから地点Eの区間は、石畳保護区間とし石畳の上に厚さ10cm程度の砂利を敷き詰め、厚さ10cm程度のコンクリート等で仮舗装します。仮設道路を設置する利点としては、石畳を保護し重機の走行に耐えることができるほか、工事期間中の大雨や台風に耐え、石畳の保護と路盤の洗堀を防止し国道1号線への土砂流出など、二次災害発生リスクを抑えることができます。また、水路の設置工事完了後は、これらの舗装や砂利を撤去し原状回復が可能です。反対に課題は、急こう配でも重機が通行可能な仮舗装の素材の選定が必要となります。また、甲石坂に設置してある既設の木柵や土嚢は、今後の雨水の流入状況により、必要なものは継続して設置する必要があります。また、あくまでも仮設であるため、工事完了後は撤去が必要となります。そのため、仮設道路は短期間の設置となり、費用対効果の面から財政負担が大きくなることが予想されます。</p> <p>以上で資料の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明で、ご質問やご意見等ございましたらお願いたします。</p>
<p>小永井委員</p>	<p>はい。</p> <p>はい、お願いします。3ページに令和4年度に測量調査業務に入るとありますが、平成16年に国が指定されてるわけですね。ですので何かそのときに図面等がなかったのかお聞きしたいのとあと一点、この10ページ工事車両通行区間の中で、土木の専門家ではないからわからないのですが、ちょっと疑問点がありまして、既存の石畳の上に鉄板を敷く。これよく建築の工事でもやるのですが、鉄板を敷いてその上に砂利、舗装、それから工事車両が通るということになると、石畳って全部が水平じゃないですね。必ず凹凸があつて、その上に鉄板を敷いて荷重をかけると石</p>

<p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>畳そのものが、出っ張っているところは傷むのではないかという気がするのですが、それらを考慮した上で工事を進めていただきたいというお願いです。はい。以上です。</p> <p>ありがとうございます。まず一つ目のご質問ですけれども、平成16年に指定を受けましたので、実は平成15年に測量調査というものを実施しております。ただこのときの調査はですね、土地の所有権関係と、それから史跡の指定地候補の範囲を図面化したもので、いわゆる公図のような平面図となっております。今回の災害復旧に関しましては、2次元的な話ではなく3次元のデータが必要となってまいりますので、そのための測量調査となっております。また、仮設道の保護につきましては、概略のイメージ図なのですが、実際にはあの小永井委員がおっしゃったように、石畳の保護をしておりますので、その段差を埋めるために、場所にもよると思いますが、保護マットを敷くとか1回ちょっと土を入れるという形で、安定を図るものと考えています。以上です。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>仁科町長 小永井委員 仁科町長 宮城島委員</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。はいどうぞ。</p> <p>質問です。9ページにあります地点Cの赤丸があつて左上の所に堰堤整備と書いてあるのですが、これはどういった設備になるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>はい。ここに堰堤整備ということで赤い線が入っていますが、この赤い線のある方から水が流れてくるイメージなのですが、本来ですと地点Cに入る前に水を少し絞ることができれば大変理想的ですが、先ほども申しました通り、この赤い線があるところが、函南町ではなくて三島市の土地、三島市の所有ではありませんが、三島市のところになります。町外のしかも民地に、我々の方で何か工作物を作るとなると、未来永劫この管理というものが問題になってまいりますので、今現在堰堤を作る可能性は非常に薄いのですが、国交省さんとの交渉の中では、ここにあるのがやっぱり理想的だよねと、どうしても話が出ますので、まだ計画図の中には載っている状態です。</p> <p>よろしいですか。他にいかがですか。</p>
<p>仁科町長 渡邊委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>今、水が流れ込んでくる水路の様子が分かったのですが、一応気が付いた中で、流れができれば、現状としては今の状態を維持</p>

<p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>できるか、あるいは自然の降雨によって量的なものによってはまた流出する可能性、その辺りはどうなのでしょう。</p> <p>今回ですね、国の指定史跡ということで、文化庁と協議を繰り返しておりますが、文化庁が一番理想としているところが、やはり江戸時代の状態に戻すことなのです。現在の土木工事で使うようなコンクリートですとか、アスファルトですとか、そういうものを使わないの事を理想としております。ただこれだけの費用をかけて、これだけの期間をかけて災害復旧をいたしますので、ある程度許していただくような方向で、私達は考えたいと思っております。そこのところはこれからの協議で決定していくと思っておりますので、現段階ではちょっとなんとも言えませんが、もし元通りの土の状態だとまた、もちろん災害が起きる可能性は否めないと思っております。はい。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>他にいかがですか。</p> <p>一点いいですか。2ページにね、令和3年度の実施済み事業ということで、業務名それから内容についての記載がありまして、そこを読んでいって、次のページの3ページへくると令和4年度の実施事業で、3番目の発注済みっていうのは、これは会議の内容ですからないと思えますけども、その中の2番の災害復旧整備計画の策定支援業務委託の実施というのは、令和3年度もあって、また令和4年度も内容的には少し進んでくような表現にはなっていますが、示していただいた資料が令和5年度以降のものって全く見えていない。江戸時代の状態に戻せという言葉では分かっていても現場は手探り状態で右往左往していく中で進めていくというのは、担当課としては非常にやりづらい話だと思うんですね。そして、整備計画策定委員会の委員の皆様方が現場を見ていると、国交省さんは基本的に土砂が流出しないで1号線が通行止めにならないようにしてくださいというだけのことですよ、道路管理者とすれば。それで一方、参画している文化庁の方々は、災害で壊れちゃったところを復元と言う。江戸時代の五街道を開いたときは、石畳なんて敷いてないと思う。神馬が通るにあたり不都合だから通りやすいように、石を貼ったと思う。時代が後になって、人とか物が動くようになり参勤交代とか、ほとんど想像ですけども。だから、作っては壊れ作っては壊れているところだと思うのです。それをいつのどの状態に整備するのですよっていう最終目標を、もう令和2年度ぐらいからずっと集まってやってい</p>

	<p>ただいてるものですから、目標をビジョン化しそれに基づいて年度計画っていうのはずれがあるかも知りませんが、今のこの整備計画が5年度以降って全く無いのです。担当課としては全く辛い話で、整備計画策定委員会を年に何回か開いて報告すると思うのですが、委託から出てきた成果品を説明するだけであって、先ほどのように、まだまだ国交省なり、文化庁なりのお墨付きになってないわけだから、手探り状態ですよ。どこの誰が決定的して、最終的な計画はこうなんだということがいつごろ決まるのですか、決められないのですか。</p>
<p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>はい。本当に先の予定を私たちも立てたいところなのですが、皆さんにご覧いただいている計画を持って、これから協議を国なり県なりに行いますので、その結果が戻ってこないこの先の予定がはっきり組めないと、大変苦しいところがございます。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>ありがとうございます。そういう答弁しかできないと思うのですよ。それ以上の答弁は不要ですが、策定委員会で、これでいきましょうねという話があったとして、じゃあ個々の先生方は、こんなところで集水柵作っては駄目だよと言われたらまた元に戻ってしまう。U字溝作っては駄目だ、水の分水をするのだと国交省の言い分はわかりますよ、水を分水して土砂流出で通行止めにならなければいいという、現代の道路の維持管理ですから。災害のある前のある形に戻せということが基本でしょう。災害前の形ってみんな知らないよね。だから、最終的にどういう状況まで持っていくのだということを難しいかもしれないけど整備計画策定委員会の方々に、こういう方向でいきましょうねという合意形成をとっていかないと。コンサルの知恵を借りたり、いろいろな形の手戻りなったりするかも知りませんが、どれをもって完成になるのか。難しいでしょう。復旧といっても、開孔してU字溝を作ってしまうわけにいかないでしょう。水路溝を作るわけにはいかないでしょう。そんなものが江戸時代にはないと言われてしまえばおしまいだものね。</p>
<p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>よろしいでしょうか。計画策定委員の皆様には、会議の中で文化庁ほど昔の形に戻せという方は一人もいらっしやいません。ただ、やはりこの水をどう処理するかというところになると、やはり人工物を見えないように置かざるを得ないだろうというところでは一致をしております。その中で出てきたのが貯留柵のアイデアなのです。</p>

<p>仁科町長</p> <p>事務局</p>	<p>今日示していただいたもので、私は押しきってもらいたいのですが、これが無理難題になったら担当を苦しめてしまう話になりますから。でも文化庁の言っていることと国交省の言うことは全く別だと思えます。本来水が来ないようにするならば上のところで止めればいいのですよ。上のところで水路とかU字溝だとかそういうものがコンクリート製品になるわけだから、それは文化庁が絶対駄目と言うでしょう。江戸時代にそんなものはなかったと言いますよね。だから水を止めるっていうことが、江戸時代のときに水が止まる工法なんてあるわけないのですよ。土砂が流れるのは当たり前だということから出発していかないと。国交省さんとの合意形成はものすごく難しいと。水とか土砂は、低いところに流れますよね。土砂を巻き込むから、歩きづらいから石を貼ったのだと思うのですよ。だけど、特に崩れるところだと思うので、周りをご案内のように土羽でしょう。コンクリート貼ってしまう、ブロックを貼ってしまうわけないでしょう。そうすると雨が降れば、自然に下へ崩れるわけです。ここで崩れて、それが道路のどこへ堆積して、また上から水が流れてくれば、土砂が流出して道路にはみ出るっていうのは、常に同じことになる。そうやって繰り返していたから旧街道だと思うのだよ。それを国交省さんが通行止めせずに土砂が流れるのを止めろと言ったら、第一原因である水の流れるものを止めたいけど、止めるための工作物は作れない。ずっと何かイタチごっこの水掛け論みたいな話になってしまうから、事務方には苦しい話だけど、会議をなるべく絞っていくようにしていかないと。例えばこれ、仮に工事がOKとなったとしても、それは水とか土砂を防ぐ手立てにはならないよ。だって水を分水したり集水枡を設置したりするということは、途中で水を分水するわけだから、そうするとその周辺のところは水路溝か何かを作ることになる。函南町側なら民地から了解取らないと駄目だしね。その水は、今度はどこか既存の水路に繋ぐわけだよ。その既存の水路は、水量が増えるから二次災害を起こすかもしれない。今までは適当に分水してたから、ほどほどになっているけれども。例えば繋ごうとするところに集水枡ってあるよね。また、堰堤なんてものは、もともとは土砂と雨水が流れてくるから堰堤を作ってるわけで、そちらの方へ水を伝って導水するわけだよ。</p> <p>そうです。</p>
------------------------	--

<p>(飯島課長) 仁科町長</p>	<p>そうするとその堰堤の許容量だって、わからなくなってしまう。もともと堰堤を作っているのは、国交省サイドだと思うけど、農林サイドではないから。そうすると今度はそのキャパに飛び火してしまうぞ。だって青線で水路の方へ繋ぐのでしょう。</p>
<p>事務局 (飯島課長) 仁科町長</p>	<p>そうです。</p> <p>だから、難しいハードルが結構この整備策定委員会の中にあると思う。立場が皆さん違うから。その立場の違うところを一つずつ当たると、そこで良いと言われてもこっちでは駄目ですよって言われたらまた元に戻っちゃうから、合同の時に合意形成をとるために、そこは時間をかけても進めていただきたいと思う。大変だと思う。水と土砂は止まらないよ。上でやらないから。途中でやるってことはそこまで流れてくるから。道路区域のところは旧街道区域のところは集水桝設けられないでしょう。</p>
<p>事務局 (飯島課長) 仁科町長 事務局 (飯島課長)</p>	<p>でも設けたいと思っています。</p> <p>江戸時代にあったのかっていう話から出発したときに。</p> <p>そこは問題なのですが、一度文化庁の監査官の方がお見えいただいて、相談をさせていただいたときに、それが明らかに見えるという状態でなければいけないかもしれないというお話をいただいているので、それを正式に今度はこちらから提示していきたいと思っています。</p>
<p>仁科町長</p> <p>事務局 (飯島課長)</p>	<p>であれば、旧街道のところの地中に多孔管みたいなものを入れてはどうか。見えなければいいのでしょう。U字工だと表面に出てしまうけれども、暗渠みたいにしたらどう。見えなければよいというならば。</p> <p>それも含めて考えたいと思います。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>見えるのは絶対駄目って言われるよ。今まで、結構不可能なことを文化庁さんが言うから無駄な話になってしまって、おいしいのはコンサルだけになってしまう。だからどういような整備をしていくかっていうのは、時間かけてもいいから、委員会で何回でもやって、それもしょうがないねっていうところまで持ってかないと、すぐ手戻りしてしまうよ。大変な作業ですけども、ぜひそんなことを、もう急いで結論を取っていかないと。それぞれの立</p>

<p>事務局 (浅沼課長補佐)</p>	<p>場の話全部聞こうと思ったら絶対元に戻っちゃうと思いますので、その辺をぜひお願いいたします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。</p> <p>続きまして、議事の(4)報告事項について、に移ります。</p> <p>初めに、報告事項の中のアの町立丹那小学校の小規模特認校制度導入の進捗状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、お手元の資料4をご覧ください。アの町立丹那小学校小規模特認校制度導入の進捗状況について、報告させていただきます。</p> <p>丹那小学校の小規模特認校制度の導入につきまして、これまで総合教育会議でご協議、教育委員会にて審議をいただき、タイトルにありますとおり、ようやく運用開始に向けてスタートラインに立つことができました。本日の総合教育会議では、これまでの進捗した内容をご報告させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。1の小規模特認校制ですが、ご案内のとおり、小規模校の良さを生かした特色ある学校運営を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められる学校選択制の中の一つです。2の丹那小学校の制度導入までの経過ですが、こちらは昨年度の総合教育会議で詳細をご説明していますので、コンパクトに示させていただきました。丹那小学校の学校運営協議会であるCSオール丹那会議の活動経過と、町と教育委員会の活動経過をまとめさせていただきました。平成30年度から令和2年度までは、ご覧のとおり、丹那小学校の地域と一体となった教育運営方針と小規模特認校についての研究を学校運営協議会が主体となって活動いただき、そこに町や教育委員会も参画しているというスタイルで進んでいきましたが、令和3年度にはCSオール丹那会議から小規模特認校制度の適用についての意見が教育委員会に提出され、教育委員会ではCSオール丹那会議の意見書に基づき、小規模特認校制度の導入を進める方針が承認され、令和3年度第2回総合教育会議において、制度導入を速やかに進める方針が固まりました。これを受け、令和4年度に入ってからすぐに庁内企画会議に丹那小学校の小規模特認校制度の導入について諮り、承認を得たのちに、教育委員会事務局と丹那小学校で小規模特認校の準備会をこれまで5回重ねて参りました。</p>
-------------------------	---

その準備会では、令和5年度の就学開始に向け、各種準備行程とそれに向けた対応を重ねて参りましたので、その結果等を次の3小規模特認校の要綱制定及び丹那小学校の指定でご説明します。

(1)の要綱制定については、小規模特認校の制度導入にあたり、小規模特認校の趣旨、保護者の申請行為や教育委員会の許可や不許可の書類発行、また許可の取消しなど運用制度の詳細な取扱いが必要となりましたので、要綱を制定しました。要綱名は、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱としました。告示日は、6月22日で、施行日は8月1日としました。施行日を8月にした理由としましては、募集から申請、許可書通知発行や学級編制、教職員配置など各種事務行程を検討した結果、8月の広報を利用し、募集案内を開始することが適当であるとしたためです。

この要綱の中で、小規模特認校を丹那小学校と決めました。そして、令和5年4月1日に就学する児童の募集人数は、令和5年度予定の就学予定状況を鑑み、学年にかかわらず10名程度と教育委員会が決めました。この10名程度とした理由としては、10名できっちり線を引くのではなく、学校の受け入れ可能な範囲で10名を超えても可能な範囲で柔軟に対応できるようにしたためです。

定めた要綱については、3ページから5ページに本文を、6ページから10ページに申請や許可通知書等の様式をご案内しています。就学の条件としては、3ページの要綱第4条に示しています。一つ目が、就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。二つ目が、通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。三つ目が、通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。この3つを条件としています。その他基本的には、就学後は卒業するまで在学するということですが、何らかの事情により在学が困難な状況となった場合の措置は、第5条で定めています。

それでは2ページをご覧ください。4の令和5年度就学児童の募集に関する日程等についてご説明します。まず(1)の募集案内については、8月の広報かんなみに特集を設けてもらい、その中でご案内しました。また、同時に町のホームページにも掲載し、申請書のダウンロードができるよう案内しました。それともう一つが、丹那小学校のホームページにも掲載し募集を行っています。それから町と学校のホームページはそれぞれリンクさせて相互

案内に努めています。次に(2)学校説明会ですが、広報やホームページでの周知期間を経て、学校説明会を2回開催します。関心のある保護者の方には、参加をお願いしています。次に(3)体験入学・学校見学ですが、学校説明会とは別に、児童の体験入学と新入学予定園児については見学会を企画しています。学校と日程調整をいただき実施可能な日で行うこととしています。また保護者の方も見学できるようにしています。次に(4)申請書受付・受付期間については、募集案内後から11月30日までとし、丹那小学校又は学校教育課にて受付を行います。次に(5)学校長による面接ですが、申請書の提出があった保護者と児童が、学校長や先生方と就学に向けた面接を行います。この面接結果は、要綱第7条第2項の規定に基づき、学校長名で教育委員会あてに意見書を提出してもらいます。次に(6)教育委員会の審査では、(5)の校長意見書と申請内容を審査し、許可、不許可の判断を行います。次に(7)就学許可通知書の送付ということで、審査結果に基づき、許可や不許可の通知書を1月上旬から中旬にかけて行うことを予定してします。次に(8)の入学説明会ですが、これは小規模特認校制度利用以外の学区の新入学児童と一緒に入学説明会に参加していただくものです。最後の(9)になりますが、令和5年4月1日に晴れて就学となります。以上が就学までの一連の流れです。

それでは、次に11ページをご覧ください。こちらは、広報かなみ8月号の記事で、次の12ページにかけて特集を組んでもらいました。今回の広報では、今回表紙と裏表紙にもしていただいています。小規模校で開かれた学校に、丹那小学校というタイトルで記事を掲載しました。小規模特認校制度の趣旨である小規模校の良さを生かした特色のある学校運営を町民の皆様に理解していただけるよう、制度の内容、次に歴史ある丹那小学校について、また、小さな学校だからできる丹那小学校の魅力を3つの柱を立ててご紹介しています。一つ目は、少人数ならではのきめ細やかな指導によって、個に応じた学びを進めます。二つ目は、自然豊かな丹那で体験活動や交流をとおして子どもたちの主体性が育ちます。三つ目は、一人一人にあった役割を担うことで、挑戦し最後までやり抜く気持ちが育ちます。以上の三つの柱で学習に関する取り組みをご紹介しています。

次に12ページをご覧ください。こちらでは、丹那小学校のいいところと題し、丹那小学校の児童や保護者の皆さんへインタビュー

<p>仁科町長</p>	<p>一をした内容をご紹介し、広報を見た保護者の皆さんに関心を寄せていただく内容としています。また、校長先生から丹那小学校が地域や保護者と協働で行う行事などを通じて地域と共にある学校であり、学校の教育目標である挑戦・はじける笑顔・丹那の子の実現を目指している内容が紹介されています。そして特集の記事の締めくくりとして、募集案内を掲載しています。</p> <p>最後になりますが、学校をはじめ、CSオール丹那会議や地域の方々の思いがようやく実り、丹那小学校の小規模特認校制度がスタートします。今はまだ、スタートラインに立ったばかりです。これから学校説明会や体験、見学会等が始まりますが、以前この会議で町長からもご意見をいただきました丁寧な対応に心がけ、教育委員会、学校といたしましても対応していきたいと考えています。来年の4月には、小規模特認校制度を利用した児童が就学していただけるよう努力して参りますので、今後とも温かく見守っていただき、ご支援を賜りたいと存じます。報告は、以上です。</p> <p>ちょっと長くなりましたので、3時5分まで休憩をとりますです。再開は3時5分を目途にお願いをいたします。</p> <p>(一旦休憩)</p>
<p>仁科町長</p>	<p>休憩を解いて会議を再開いたします。</p> <p>ただいまの説明についてですね、ご質問ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>無いようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>次のイの民間保育所建設事業について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (渡邊課長)</p>	<p>はい。それでは、子育て支援課から民間保育所建設事業について、現在までの途中経過につきまして報告いたします。</p> <p>資料1ページをお願いします。まず1番の事業の概要です。第2期函南町子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月に策定され、この計画に沿った保育対策を推進するため、町立みのり幼稚園跡地を利用した民間保育所の誘致事業を令和2年度以降に行い、町の主要施策のひとつである保育所建設、運営を実施することとなったものでございます。待機児童解消策の一つとして実施しているものとなりますが、その待機児童数につきましては、参考1待機児童数の推移をご覧ください。</p> <p>令和3年4月1日は27人で、残念ながら静岡県内でもかなり多い数字となっておりますが、これを解消していくため、小規模</p>

	<p>保育所2園を誘致し、令和3年7月1日に保育所グローアップ函南園が、また、同年10月1日には仁田ふじさん保育園が開園したこともありまして、令和4年4月1日の待機児童数は16人となり、11人減少しました。</p> <p>2番の事業経過ですが、民間保育所の建設に向けて、令和2年12月の保育園整備事業企画提案募集要項の公表から始まり、令和3年3月にはプロポーザルで事業者が社会福祉法人栄和会に決定しました。その後は補助金関係の事務などを進めているところでございます。</p> <p>2ページをご覧ください。3番の事業者・開設園の概要ですが、設置・運営事業者については、社会福祉法人栄和会で三島市内の事業者です。総事業費は308,306と千円、これには国庫補助が入っていきまして120,459千円、町費補助15,057千円となっています。園名は、今の段階では(仮称)はまみずき保育園、所在地は旧みのり幼稚園の跡地で函南町肥田686番地の1、開所予定日は、令和5年4月1日です。定員は60人、0歳児6人、1歳児8人、2歳児10人、3歳児12人、4歳児12人、5歳児12人となっています。開所時間は、平日は7時から19時まで、土曜は7時から18時までの予定です。その他として延長保育があり、一時預かりも行う予定です。建築の施工業者は、加和太建設株式会社です。最後の部分の工事施工業者につきましては、8月3日に栄和会により入札が行われ決定したばかりです。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、11月に令和5年度保育園入園申込開始、令和5年3月中に建設工事が完成して、4月1日には開園の予定です。なお、3、4ページに配置図、平面図を添付してございますので、参考としてご覧ください。報告は以上となります。</p>
仁科町長	<p>ただいまの説明について、ご質問ご意見等お願いいたします。</p>
宮城島委員	<p>はい。</p>
仁科町長	<p>待機児童についてですが、こちらの新しい仮称はなみずき保育園が始まれば、待機児童はなくなるということによろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (渡邊課長) 渡邊委員</p>	<p>はい。</p> <p>ただいまのご質問ですけれども、新しい保育所ができることによりまして、先ほど申しましたような年齢ごとの定員数分の待機児童数は減ってくるものと考えています。ただし、例えば今年度</p>

仁科町長

出産されて来年度から保育園を利用したいとお考えのある親御さんがどの程度いらっしゃるか、あとは転入転出に伴う利用者の増減など、そういった不確定な数字もありますので、全く待機児童がなくなるかどうかということについては、確実にこうだと言いきれない部分がございますけれど、今後確実に減っていくものと考えています。

そのことにつきまして、執行者として少しコメントさせていただきます。確かに県内ではですね、人口割からいけば、待機児童というのは、函南町は残念ながら、数字的には突出してと思います。そして、担当課で言う待機児童というのは、両親、保護者が勤めていて、日常の中において保育に支障をきたす、公又は私立の保育施設に子供さんを預けたいよという方がいる。一方では、隠れ待機児童という部分がありまして、もう一方では、見てくれる施設があれば、私も働きたいといういろいろなケースが詰まってる。ここで言われている待機児童数が県内35市町のうち二つの政令都市がありますが、その中で、上位にあるのは舵取り役としては非常に忍びなくて恥ずかしい話ですが、公的の施設というのは、ご案内のように西部保育園、そして三島市と函南町の組合立の若葉保育園、町としてはどうしても幼稚園の方が先に作ってしまいましたので、他の市町ですと、かなり私立の保育園が先行してたという歴史的な流れもあるけれども、そんな言い訳をしても、今の社会情勢、保育行政というものに鑑みますと、幼稚園の定数割れはどんどん進んでいく、保育園のニーズはどんどん高まっていくし、一方では少子化の波が防ぎきれない、そういう状況が現実函南町にひしひしと迫ってるという状況を、言い訳のような話ですけど、そういう背景があつて。そんなような状況において、民間保育園ということで国庫補助事業をいただけるということ、町の負担分が少なくて済むもので1億2千万円ぐらいと町費1千500万円の補助がある。お金と子育て、保育行政を秤にかけるわけではないですが、できるだけ町費負担を考えながら保育ニーズに応じていくということで、町有地を無償で活用していただいて、そしてその民間保育園が補助をいただきながら、対処していただくという方向にシフトしました。以上です。

他にございませんか。

また気がつきましたらその他のところでお願いいたします。それでは次に移ります。

<p>事務局 (若月参事)</p>	<p>ウの町内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策及び現状について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>はい。よろしくをお願いいたします。それでは、ウの町内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策及び現状について、ご報告します。資料6をお手元にご準備ください。</p> <p>資料1ページです。最初に、小中学校における児童生徒の感染状況と学級閉鎖等の実施状況について、ご報告いたします。3ページ資料6-1をご覧ください。上段は、4月1日から8月5日までの小中学校別の陽性者数と濃厚接触者数をまとめたものになります。陽性者数の合計は、延べ人数で338名、割合でいうと12.6%の児童生徒が感染したことになります。下段は、月別小中学校別の陽性者数をまとめた表になります。全国的な感染拡大の状況と同様に、7月以降の陽性者の数は大きく増加しています。ちなみに8月23日17時現在の陽性者数は、延べ72名であり、夏休みの影響もあってやや減少傾向にあります。しかしながら、現在の感染状況を考えると、学校再開後の感染拡大が心配されるどころです。</p> <p>続いて、学級閉鎖等の状況についてご説明します。先ほどの月別小中学校別の陽性者数の表と合わせてご確認をお願いします。まず、4月には、3小学校で3学級の閉鎖を行いました。また、6月には1小学校で2学級を閉鎖しています。さらに7月には2小学校で2学級の閉鎖、それから1中学校で2学級の閉鎖を行いました。また、7月には1小学校で学年閉鎖を実施。同じく7月には、中学校1校で学校閉鎖を実施しました。</p> <p>次に、教育委員会のこれまでの対応についてご説明します。まず、4月の感染拡大を受けて、4月27日水曜日に臨時校長会を開催しました。ここでは学校における具体的な対応について協議しました。4ページ、5ページの資料6-2をご覧ください。こちらの資料は、臨時校長会確認事項として各校に配付したのものになります。あわせて6ページの資料6-3をご覧ください。こちらの資料は、臨時校長会をふまえて保護者あてに発出した通知文になります。GW前の家庭への注意喚起も兼ねて、教育委員会と校長の連名で通知をいたしました。また、7月の校長会では、熱中症予防の観点からマスクの着用が不要な場面について具体的に確認しました。7ページと8ページに、資料6-4として、6月10日付の文部科学省事務連絡夏季における児童生徒のマスクの</p>
-----------------------	--

	<p>着用について、を掲載いたしましたので、こちらを参考にして学校への周知を図りました。</p> <p>続いて、2ページをご覧ください。1学期末には、家庭内感染の割合が増加傾向にありました。夏季休業を迎えるにあたって家庭における感染防止策の徹底を呼びかけるとともに、熱中症予防を踏まえた部活動の実施方法についても周知しました。</p> <p>最後に、明日から2学期のスタートを迎えるにあたり、学校再開後の感染防止に向けた対応について、説明します。まず、1学期と同様に、ガイドラインの学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に沿った基本的な感染防止策を行うことを前提といたします。このことについては、過日各校へ周知と確認済みです。また、学校生活における留意点については、近日中に文部科学省より通知される予定ですので、この内容を踏まえて9月の校長会で具体的に確認、周知をいたします。さらに、濃厚接触者の扱いについても、原則5日間に短縮されたことや2、3日目に抗原定性検査で陰性を証明できれば、3日目から待機解除可能になることなど、校長会で確認をした上で、保護者に周知する予定です。以上、報告を終わります。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明についてご質問、ご意見等をお伺いいたします。何かございますでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>小永井委員</p>	<p>1ページですか、かなりの小中学校で学級閉鎖、並びに学年閉鎖等あったわけですが、端末を使ったオンライン授業等は実施され、その間の実施してたのでしょうか。お聞きしたいです。</p>
<p>事務局 (後藤指導主事)</p>	<p>はい。よろしく願いいたします。学級閉鎖、学年閉鎖の期間中につきましては、家庭より希望があった場合につきましては、学校で使っている学習用端末のクロームブックになりますが、必要な書類等を提出していただいた後に、保護者にお渡しして使えるようにしています。</p> <p>そこでどういったことが行われていたかについては、授業で行ったプリントの代わりに使ったデータを送付して、家でもその様子が見えるようにしたり、学校によって学校閉鎖を行ったりした際には、朝の会や帰りの会をオンラインで繋ぎまして、そこで、顔見ながら健康観察を行ったという例もあります。</p>

	<p>ただ、それは全員行ってくださいねというわけではなく、できる家庭はその会に参加し、都合が合わない家庭につきましては、メールとか、そういったことで先生とも確実なやりとり、あとは学校から電話をすることで、確実に健康観察をするようなことを行いました。また試みとしていたしましては、学年によってはオンライン授業も試みた学校もあります。自分も実際にその様子を見させていただきましたが、ぎこちなく“先生見えないよ“なんていう言葉を交わしながらも、子どもたちを画面越しに見ることができ、すごく生き生きしてて新たなことを挑戦するっていうことに対して子供たちも一生懸命受けていた様子でありました。以上です。</p>
<p>小永井委員 仁科町長</p>	<p>ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。 はいどうぞ。</p>
<p>宮城島委員 仁科町長 事務局 (渡邊課長)</p>	<p>小学校中学校の感染状況というのはこちらの方でよくわかりましたが、幼稚園、保育園はどうだったでしょうか。 はい。 幼稚園、保育園の方ですが、4月1日から8月5日の同じ期間の感染状況を確認したところ、幼稚園の方が人数で言いますと陽性者が44人の保育園が154人、合計で198人。陽性率で言いますと、幼稚園、こども園が11.64%、保育所の方が26.19%合計で20.50%ということで、やっぱり小学校よりも若干高くなっています。幼稚園と比べて保育園の方が倍以上の数字になってます。おそらく0,1,2歳はマスクを着用していないということがございますので、どうしても保育園の方が、感染率が高くなってしまいます。以上です。</p>
<p>仁科町長 渡邊委員 事務局 (若月参事) 仁科町長</p>	<p>他にいかがですか。 少し気になったのですが、発症の中に再度の感染者はいましたか。 若干名ですけど、2度感染をしたという例はあります。 他にいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 それではですね、一応予定されております議事については、これもちまして終了いたしました。 次の5のその他に移ります。時間も押しておりますけれども、</p>

事務局 (梅原教育次長)	<p>どのようなことでも構いません。何かお話していききたいな、皆さんから伺っておきたいというような事項ございましたら、お願いをいたします。</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、皆様のご協力をいただきながら、本日の案件が全て終了いたしましたので、事務局の方へ進行をお返しいたします。</p> <p>町長ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第1回函南町総合教育会議を終了いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p>
-----------------	---